

重要事項説明書

令和7年5月1日現在

1 事業所の概要

- (1) 事業所名 孝楽園デイサービスセンター
介護保険事業者番号 1170600421
- (2) 所在地 埼玉県春日部市赤沼字堂面295番地
- (3) 電話番号 048-739-3222
FAX番号 048-739-3224
- (4) 管理者氏名 施設長 太鼓 直人
- (5) 営業日及び営業時間 8:30～17:30 (月曜日～日曜日まで)
- (6) サービス提供時間 9:30～17:00 (月曜日～土曜日まで)
- (7) 定員 45人 {通常規模型、7時間～8時間(月～土)}
- (8) 通常の実施地域 春日部市、越谷市、松伏町
- (9) 職員配置 管理者1名・生活相談員2名(兼務1名)・看護職員3名
介護職員12名(兼務2名)・機能訓練指導員1名

2 サービスの内容

- (1) 介護保険の給付の対象となるもの
- ・健康管理 ・排泄の援助 ・入浴 ・機能訓練
 - ・レクリエーション活動 ・居宅から事業所までの送迎
- (2) 介護保険の給付の対象とならないもの
- ・食費 ・特別行事の伴う実費 ・レクリエーション材料費 ・理美容に係る費用
 - ・おむつ代 ・尿とりパット代 ・日常生活上必要となる費用

3 利用料金

- (1) 【通所介護】介護保険の給付の対象となるサービス1日あたりの料金については以下のとおりです。

月曜日～土曜日まで 7時間～8時間(サービス提供時間)

要介護度	費用額 (10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	6,757円	676円	1,352円	2,028円
要介護 2	7,979円	798円	1,596円	2,394円
要介護 3	9,243円	925円	1,849円	2,773円
要介護 4	10,506円	1,051円	2,102円	3,152円
要介護 5	11,789円	1,179円	2,358円	3,537円
入浴介助加算(Ⅰ)	410円	41円	82円	123円
中重度者ケア体制加算	462円	47円	93円	139円
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	184円	19円	37円	56円
科学的介護推進体制 加算	月1回 /410円	月1回 /41円	月1回 /82円	月1回 /123円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	月1回 /2,054円	月1回 /206円	月1回 /411円	月1回 /617円
送迎を行わない場合	-482円	-49円	-97円	-145円

- (2) 【第1号通所事業（通所介護相当サービス）】介護保険の給付対象となるサービス
1ヵ月あたりの料金については、以下のとおりです。

(サービス提供時間＝要介護者と同様といたします。)

要介護度	費用額 (10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要支援 1 事業対象者	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
要支援 2 事業対象者	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円
サービス提供体 制強化加算(Ⅱ) 【要支援1】	739円	74円	148円	222円
サービス提供体 制強化加算(Ⅱ) 【要支援2】	1478円	148円	296円	444円
科学的介護 推進体制加算	410円	41円	82円	123円

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 加算率9.2%
(1月につき 所定単位×9.2%)

要介護及び要支援者算定 (所定単位＝基本単位＋各種加算単位)
ご請求金額は、
介護報酬額(総単位)×地域区分(6級地)10.27円となります。

- (3) 介護保険の給付の対象とならないサービスについては、次のとおりです。

- ・食費 1食あたり850円(おやつ代110円を含む)
- ・日常生活上必要となる費用 1日あたり110円
(内訳：レクリエーション及びクラブ活動の材料費、ハンドタオル・バスタオル洗濯代)
- ・特別行事に伴う費用 実費
- ・理美容に係る費用(希望者のみ) 実費
- ・おむつ代 1枚150円 ・尿取りパット代 1枚100円
- ・医師・歯科医師の診察等で医療保険が適用になる場合の自己負担

4 利用料金の支払い方法

口座振替でのお支払いになります。

5 利用期間中の連絡先

利用期間中の連絡先は、文書による別段の合意のない限り、代理人(身元引受人)とします。その他の利用者の親戚及び関係者との連絡及び調整については、事業者はその責任を負いません。

6 医療行為について

- (1) 当事業所では、一般的な健康状態のチェック及び家庭で行われるよう医療的行為を超えた行為は法律上できないこととなっております。従って、医療が必要と考えられる場合には、代理人（身元引受人）と連絡をとり、主治の医師と連絡を取った上で、その指示によって対応することとなります。
- (2) 緊急を要する医療行為が必要な場合で、代理人（身元引受人）、主治の医師の指示を受けることができない場合には、事業者の判断において、利用者の症状に対して最も適切な医療行為が可能と考えられる医療機関に受診させることがあります。
- (3) 普段の介護の中で衛生材料等をお使いの場合には、必要な量を持参していただくようお願いいたします。

7 事故発生時の対応について

ご利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合、市町村、ご利用者様のご家族、ご利用者様に係わる居宅介護支援事業者に連絡を行い事故の状況及び事故に際して採った処置を説明し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。又、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為に基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、安全管理を行うものとします。当園は原則として身体的拘束を行わない施設ですので、ご利用される方の事故は別の方法で防止することを心がけております。

8 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情・相談受付窓口（担当者） 生活相談員
- 苦情解決責任者 施設長
- 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30まで

(2) 第三者委員

塚越 作美【地域代表】

春日部市六軒町117番地

電話：048-736-7341

伊藤 衛 【地域代表】

春日部市豊野町1-7-9

電話：080-3603-9057

- 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30まで

(3) 行政機関その他苦情受付機関

各自治体の介護保険課

春日部市役所 048-736-1111

庄和総合支所 048-746-1111

越谷市役所 048-964-2111

松伏町役場 048-991-2711

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

9 第三者評価の実施状況

あり なし

10 協力医療機関

医療法人社団 武里脳外科・脳神経外科

理事長 遠藤 賢

埼玉県春日部市大畑241-2

電話番号 048-736-7516

診療科目：脳神経外科、外科、内科、皮膚科、放射線科

11 償還払いの場合

要介護認定等の申請中、あるいは居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されていない等の理由により償還払い（サービス料金の金額を支払っていただき、その後、介護給付費の9割相当分が払い戻される）になっている場合には、サービス提供証明書を発行いたします。

12 サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生管理上必要があると認められる場合には、必要な措置を取る事があります。その場合ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 面会時間 9：30～17：00

ご面会の際には、事務所脇に備え付けの面会簿にご記入下さい。また、飲食物の持ち込みは、衛生管理上の問題がありますのでご遠慮下さい。

個人情報利用目的

社会福祉法人孝楽会は、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報方針の下、ここに利用目的を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 孝楽会内部での利用目的

- ① 孝楽会が利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる孝楽会の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ ショートステイ入退所の管理業務
 - ・ 会計、経理業務
 - ・ デイサービス利用の管理業務
 - ・ 事故等の報告

2. 他の介護事業者への情報提供を伴う利用目的

- ① 孝楽会が利用者に提供する介護サービスのうち
 - ・ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 利用者の診察に当たり、外部の医師の意見
 - ・ 助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ・ その他の業務
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 孝楽会内部での利用に係る利用目的

孝楽会の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービス業務の維持・改善の基礎資料・孝楽会において行われる事例研究
- ・ 孝楽会において行われる実習生への協力

2. 他の事業者等への情報提供に係わる利用目的

孝楽会の管理業務のうち

- ・ 外部委託者への情報提供（業務委託契約書に規程）・外部監査期間への情報提供

尚、あらかじめ利用者本人及びご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

[お問い合わせ先]

社会福祉法人 孝楽会
個人情報取扱責任者 太鼓 直人
TEL 048-739-3222

個人情報保護に対する基本方針

平成29年4月14日

1. 基本方針

社会福祉法人孝楽会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイダンスを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあつたては、本人及びご家族の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

利用者本人及びご家族から、当法人が保有する個人情報についての質問やお問合わせ、あるいは、開示訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けします。

[お問い合わせ先]

埼玉県春日部市赤沼字堂面295番地
社会福祉法人 孝楽会
個人情報取扱責任者 太鼓 直人
TEL 048-739-3222
FAX 048-739-3224

通所介護・第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書及び本書面に基づいて、個人情報の利用目的・個人情報保護に対する基本方針を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県春日部市赤沼字堂面295番地

名 称 社会福祉法人 孝 楽 会

理事長 大野 忠明 印

事業所 孝楽園 デイサービスセンター

事業所番号 1 1 7 0 6 0 0 4 2 1

氏 名 青 山 貴 大 印

私及び家族は、重要事項説明書及び本書面により、事業者から通所介護・第1号通所事業（通所介護相当サービス）についての個人情報の利用目的・個人情報保護に対する基本方針の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(家族代表) 住 所

氏 名 _____ 印 _____